平成２３年（フ）第４３１号
愛知県豊田市美里１丁目13番地３　シャンボール鈴木204号
債務者　佐藤　由紀
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
岡山県笠岡市笠岡5547番地３
債務者　笹木　竜也
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
福岡県築上郡吉富町大字別府293番地
債務者　野畑　康仁
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第７９号
福岡県京都郡苅田町松原町９番地５　松原アパート１―221
債務者　甲斐　　恵（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第３６０号
北海道久遠郡せたな町瀬棚区本町356番地１
債務者　中　　義雄
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１４１号
岐阜県海津市海津町駒ケ江223番地１　サンリバー201号
債務者　片山　　泉（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
岐阜県大垣市林町１丁目150番地１　シャトレ愛松大垣Ⅱ704号
債務者　竹中美智子（旧姓小寺）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
山口県宇部市大字小串935番地
債務者　阿部美佐子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１５８５号
愛知県あま市七宝町川部折戸77番地　横井マンション―303号
債務者　髙澤　道夫
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５８６号
愛知県あま市七宝町川部折戸77番地　横井マンション―303号
債務者　高沢・髙澤・ＴＡＫＡＺＡＷＡ　ロサリンダこと　ＴＡＫＡＺＡＷＡ　ＲＯＳＡＲＩＮＤＡ　ＲＡＮＡＤＡ
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７４１号
大阪府三島郡島本町若山台２丁目２番24―402号、前住所京都市南区久世上久世町456番地80
債務者　坂梨　未央（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９５４号
大阪府池田市城南３丁目９番２号
債務者　安保かおり（旧姓網本）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０４７号
大阪市都島区友渕町１丁目６番４―2901号
債務者　廣岡　幹子（旧姓桑理）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１８９号
大阪市東住吉区湯里５丁目13番７号　728湯里ハイツ205、住民票上の住所大阪市城東区今福南４丁目10番４―803号
債務者　齊藤　久子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２６３号
大阪市鶴見区鶴見５丁目９番５―301号
債務者　青堀　寛文
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３１０号
大阪府東大阪市若江北町２丁目10番３号
債務者　小早川博幸
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３２５号
大阪市都島区高倉町３―11―19、住民票上の住所大阪市鶴見区鶴見１丁目７番32号
債務者　福原　克基
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部